

宮崎県賃上げ対応緊急支援金支給要領

令和 8 年 4 月 1 日
商工観光労働部雇用労働政策課

第 1 趣旨

県は近年の最低賃金の大幅な引上げに対応した県内中小企業等における経営への影響を緩和するとともに、雇用維持を促進するため、予算の範囲内において、労働者の賃上げを行った県内中小企業等に対して、宮崎県賃上げ対応緊急支援金（以下「支援金」という。）を支給するものとし、その給付については、この要領に定めるところによる。

第 2 定義

この募集要領における、用語の定義は次のとおり。

- (1) 「賃金」とは、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によってきまって支給される給与のうち、基本給をいう（諸手当は除く。）。
- (2) 「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する事業者をいう。
- (3) 「中小企業者の範囲で事業を営む者」とは、中小企業基本法第 2 条第 1 項において「会社」を「法人」と読み替えた場合に、同項各号のいずれかに該当する者とする。なお、資本金がない法人については、資本金は 0 円であるものとみなす。
- (4) 「個人事業主」とは、宮崎県内税務署へ開業届を提出している者をいう。
- (5) 「正規雇用労働者」とは、次に掲げるもの全てに該当する者をいう。
 - ア 期間の定めのない労働契約を締結している者であること。
 - イ 派遣労働者として雇用されている者でないこと。
 - ウ 通常の労働者と同様の就業規則が適用されている者であること。
- (6) 「非正規雇用労働者」とは、前項に規定する者以外の者をいう。
- (7) 「みなし大企業」とは、次に掲げるもののいずれかに該当する者をいう。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者等
 - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者等
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者等
 - エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を本号アからウに該当する中小企業者が所有している中小企業者等
 - オ 本号アからウの中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- (8) 「常時使用する労働者」とは、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 20 条の規定に基づく「解雇の予告を必要とする者」とし、次に掲げるもの全てに該当しない者をいう。
 - ア 会社役員、個人事業主

- イ 日々雇い入れられる者
 - ウ 2か月以内の期間を定めて使用される者
 - エ 季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者
- (9) 「公益法人等、協同組合等で事業規模の大きい者」とは、次に掲げるもの全てに該当しない法人をいう。
- ア 資本金の額又は出資の総額が3億円以下であること。
 - イ 常時使用する労働者の数が300人以下であること。

第3 支給対象事業者の要件

支援金の支給対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、以下のいずれかに該当する者とする。

- (1) 申請者が法人の場合は、次に掲げるもの全てに該当すること。
- ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条に規定する法人のうち、公益法人等（宗教法人を除く。）、協同組合等及び普通法人に該当する者であること。ただし、次の（ア）から（キ）に該当する者は除く。
 - （ア）構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とする者（同窓会、同好会等）
 - （イ）特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とする者
 - （ウ）特定個人の精神的、経済的支援を目的とする者（後援会等）
 - （エ）宮崎県が設立した法人
 - （オ）法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体
 - （カ）みなし大企業
 - （キ）公益法人等、協同組合等で事業規模の大きい者
 - イ 県内に本社若しくは主たる事業所があること又は支店若しくは営業所等の事業所が県内にあること。ただし、県内で営業実態がなく、法人住民税が免除されている者を除く。
 - ウ 県内の事業所に常時使用する労働者を1人以上雇用していること。
 - エ 宮崎県税に未納がないこと。
 - オ 過去に国・都道府県・市区町村等の助成事業等において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがないこと。
 - カ 過去5年間に重大な法律違反等がないこと。
 - キ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。
 - ク 対象事業者の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと
 - ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は更生手続きを行っている者ではないこと。
 - コ 運営費の過半について、国又は地方公共団体からの補助や助成を受けていないこと。